

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい**特定の取引類型を対象**とした、事業者による**不公正な勧誘行為等の取締り**等。

1. 悪質事業者への対応

○次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処

(第8条、第8条の2等)

- ・業務停止を命ぜられた法人の**役員及び政令で定める使用人等**に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。
[違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金<新設>]

【対応イメージ】

A社(健康食品の電話勧誘販売)

※特商法違反によりA社に対して業務停止命令(新規勧誘等の禁止)

※A社への業務停止命令後等に新たに会社を設立し、人やノウハウ等を移転

B社(実質はA社と同じ)

A社の元取締役Xが代表取締役として設立

※健康食品の電話勧誘販売(新規勧誘等)

C社(実質はA社と同じ)

A社の元営業部長Yが取締役に就任

※健康食品の電話勧誘販売(新規勧誘等)

○業務停止命令の期間の伸長(最長1年→2年)(第8条等)

○行政調査に関する権限の強化(第66条第1項、第2項)

- ・「質問」に関する権限の追加等。[違反した場合、個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<新設。なお、報告徴収・立入検査等の他の検査忌避についても同様に懲役刑を追加。>]

○刑事罰の強化(第70条、第71条、第74条)

- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引上げ 等

2. 所在地不明の違反事業者への対応

○所在地不明の違反事業者に対する公示送達による処分(第66条の5)

- ・違反事業者の所在地が不明な場合、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者に交付されたものとみなし(公示送達により)、処分を可能とする。

【対応イメージ】

消費者庁等による処分

[原則] 処分書を書面で交付

[改正後] 処分書を交付する旨を処分庁に掲示することで交付したものとみなすことも可能に

違反事業者

違反事業者(所在地不明)

※ウェブサイトのみによって広告や注文の受付を行い、消費者との連絡手段としてもメールアドレスだけが表示されているケースなど

3. 指示に関する規定の整備

○消費者利益の保護のための行政処分規定の整備(第7条第1項等)

- ・処分事業者に対して、消費者利益を保護するために必要な措置を指示できることを明示することとする。
[違反した場合、業務停止命令及び刑事罰(個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<指示違反行為に懲役刑を追加>)]

○指示に関する公表規定の整備(第7条第2項等)

4. 過量販売への対応

○電話勧誘販売における過量販売規制の導入(第22条、第24条の2)

- ・電話勧誘販売において、消費者がその日常生活において**通常必要とされる分量を著しく超える商品**の売買契約等について、行政処分の対象とする。
さらに、消費者は申込みの撤回又は契約の解除を行うことができるようにする(ただし、消費者にその契約を締結する特別の事情がある場合を除く)。

【過量のイメージ】

◇寝具(4か月で6回購入)

◇化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入) など

5. その他

○訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における規制対象の拡大(第2条第4項)(指定権利制の見直し)

○通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(第12条の5)(電子メール広告における規制の拡充)

- ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オプトイン規制)。

○取消権の行使期間の伸長(第9条の3第4項等)

- ・現在の6月から1年に伸長する。

○施行日は平成29年12月1日

等